

令和7年 第3回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年3月3日

○議 題

議案第13号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第14号 選挙人名簿に登録する者について（3月定時登録）

議案第15号 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第16号 福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更に
ついて

議案第17号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の
選任について

議案第18号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

次回開催日 令和7年3月5日（水）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年3月6日（木）18：00～ 区長応接室

議案第13号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 711人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 31人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 680人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年3月3日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年3月3日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	10	339	0	0	349
女	21	341	0	0	362
計	31	680	0	0	711

議案第 14 号

選挙人名簿に登録する者について(3月定時登録)

令和7年3月3日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 2,172人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年3月3日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,119	1,053	2,172

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和7年3月登録日現在）

区分 \ 男女別		男	女	計
令和6年12月登録日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		74,551	96,260	170,811
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため	179	193	372
	(ロ) 転出後4箇月を経過したため	960	946	1,906
	(ハ) 在外名簿への登録移転のため	1	0	1
	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()	1,140	1,139	2,279
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		459	588	1,047
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		601	684	1,285
今回(令和7年3月登録日) 追加登録者数 (h)		1,119	1,053	2,172
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		74,388	96,078	170,466
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調（令和7年3月登録日現在）

区分 \ 男女別		男	女	計
令和6年12月登録日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		49	90	139
(a)以後の抹消者数 (b)		0	0	0
(a)以後の追加登録者数 (c)		4	2	6
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		53	92	145
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,886	4,517	8,403
2	春吉第二	2,812	3,395	6,207
3	警固第一	3,316	4,908	8,224
4	警固第二	3,069	4,138	7,207
5	大 名	1,270	1,630	2,900
6	赤 坂	3,936	5,148	9,084
7	舞 鶴	3,894	4,512	8,406
8	簀子第一	3,745	4,566	8,311
9	簀子第二	1,646	2,252	3,898
10	当仁第一	3,721	4,826	8,547
11	当仁第二	2,191	2,911	5,102
12	南当仁第一	2,963	3,644	6,607
13	南当仁第二	2,781	3,311	6,092
14	南当仁第三	1,776	2,183	3,959
15	高 宮	4,709	6,649	11,358
16	一 本 木	3,456	4,941	8,397
17	平 尾	2,851	3,591	6,442
18	草ヶ江	3,057	4,163	7,220
19	小 笹	1,697	2,118	3,815
20	梅 光 園	1,510	1,970	3,480
21	福 浜	1,599	2,381	3,980
22	小 笹 南	3,931	4,635	8,566
23	笹 丘	3,170	3,808	6,978
24	薬 院	4,321	5,968	10,289
25	六 本 松	3,081	3,913	6,994
	合 計	74,388	96,078	170,466

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	6年3月 (A)	6年6月	6年9月	6年12月	7年3月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,573	8,538	8,557	8,484	8,403	▲ 170
2	春吉第二	6,151	6,158	6,218	6,217	6,207	56
3	警固第一	8,181	8,167	8,213	8,245	8,224	43
4	警固第二	7,258	7,215	7,251	7,236	7,207	▲ 51
5	大 名	2,922	2,914	2,918	2,888	2,900	▲ 22
6	赤 坂	9,026	9,039	9,037	9,074	9,084	58
7	舞 鶴	8,248	8,288	8,414	8,457	8,406	158
8	簀子第一	8,203	8,276	8,332	8,305	8,311	108
9	簀子第二	3,893	3,891	3,938	3,911	3,898	5
10	当仁第一	8,445	8,523	8,604	8,592	8,547	102
11	当仁第二	5,166	5,128	5,185	5,154	5,102	▲ 64
12	南当仁第一	6,534	6,590	6,631	6,614	6,607	73
13	南当仁第二	6,067	6,065	6,098	6,114	6,092	25
14	南当仁第三	3,892	3,906	3,917	3,941	3,959	67
15	高 宮	10,997	11,099	11,298	11,321	11,358	361
16	一 本 木	8,154	8,247	8,347	8,362	8,397	243
17	平 尾	6,379	6,359	6,416	6,427	6,442	63
18	草ヶ江	7,184	7,188	7,231	7,247	7,220	36
19	小 笹	3,800	3,809	3,832	3,814	3,815	15
20	梅光園	3,482	3,473	3,466	3,477	3,480	▲ 2
21	福 浜	3,994	3,987	4,022	4,010	3,980	▲ 14
22	小笹南	8,581	8,588	8,728	8,647	8,566	▲ 15
23	笹 丘	6,976	6,970	6,954	6,981	6,978	2
24	薬 院	10,180	10,209	10,299	10,284	10,289	109
25	六本松	6,960	6,967	6,972	7,009	6,994	34
	合 計	169,246	169,594	170,878	170,811	170,466	1,220

議案第15号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	令和7年3月17日から 令和7年3月21日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで

(根拠)

議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

第四十八条の二		
6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
【参考 読替後の第39条】		
第三十九条 投票所は、 <u>選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</u>		

告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第四十一条第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村
【参考 読替後の第41条】		
第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、 <u>期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)</u> を告示しなければならない。		
2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した <u>期日前投票所</u> を変更したときは、 <u>市町村</u> の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。		

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定した。

令和7年3月6日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	令和7年3月17日から 令和7年3月21日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで

議案第16号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘2階多目的スペース及びソラリアプラザ1階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、中央区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
---------	------	---------

【参考 読替後の第40条第1項】

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
---------	--	---------

【参考 読替後の第40条第2項】

(投票所の開閉時間)

第四十条

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(参考) 期日前投票所概要

1 選挙人名簿登録数(令和7年3月3日現在) 170,466人

2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和6年10月27日 衆議院議員総選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
74,302	96,231	170,533	38,078	49,246	87,324	51.25	51.17	51.21

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和7年3月6日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時

議案第17号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)
第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令
(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	第三十七条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日

【参考 読替後の第25条】

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年3月6日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

議案第18号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年3月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

公職選挙法
(期日前投票)
第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

【参考 読替後の第38条第1項】
(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。